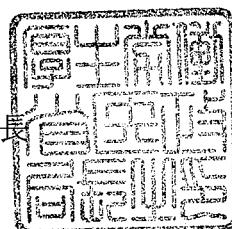


医政発第0330002号
平成17年3月30日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局長



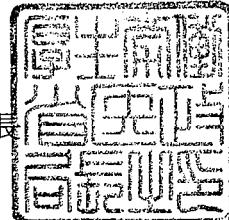
医療法人の附帯業務の拡大について

標記について、別添のとおり各都道府県あて通知いたしましたので、御了知
願います。

医政発第0330002号
平成17年3月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医療法人の附帯業務の拡大について

標記について、医療法人の附帯業務のうち、保健衛生に関する業務（医療法（昭和23年法律第205号）第42条第1項第6号）の範囲に関し、在宅介護の推進にかかるものについて、下記のとおり範囲を改め、医療法人が行うことができる附帯業務を拡大することとしたので、取扱いに当たっては、関係主管部局と連携を図り、適正な運用に努められたい。

記

第1 改正の趣旨

平成16年3月に厚生労働省老健局振興課と国土交通省自動車交通局旅客課との間において取りまとめられた「介護輸送に係る法的取扱いについて」（別添1）において、介護輸送に係る取扱い方針が定められ、障害者（児）福祉サービスについても同様の取扱いを行うものとされたことを受けて、以下のとおり医療法人の附帯業務の拡大をするものであること。

第2 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務として追加される業務

医療法人の附帯業務として、次に掲げるものを追加することとし、平成17年4月1日より、実施することができるものとしたこと。

○ 在宅介護の推進にかかるもの

児童福祉法（昭和22年法律第164号）にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業及び児童短期入所事業、介護保険法（平成9年法律第123号）にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護及び短期入所療養介護、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）にいう身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短

期入所事業若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業又は知的障害者短期入所事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるものの

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業

イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業

ウ 道路運送法第80条第1項の規定による自家用自動車有償運送

2 定款等の変更

(1) 医療法人が新たに1に掲げる事業を行う場合にあっては、医療法第42条第1項の規定に基づき、当該医療法人の定款又は寄附行為において規定する必要があることから、医療法第50条の規定に基づき、その変更が必要となること。なお、定款変更に当たっては関係陸運局等と連携を図り、適正な運用に努められたい。

(2) 定款又は寄附行為の変更認可の申請は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第32条第3項の規定により行うものとすること。

(3) 患者サービスの一環としてバス等を使って、無償で患者等の送迎を行うことについては医療法人の附隨業務にあたるものであり、道路運送法の適用外であること。

第3 関連する通知の改正

上記改正に伴い、「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成2年3月1日健政発第110号厚生省健康政策局長通知）別添の「医療法人運営管理指導要綱」、「II 業務」、「2 附帯業務」の備考中、

「(11) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業及び児童短期入所事業、介護保険法（平成9年法律第123号）にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護及び短期入所療養介護、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）にいう身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業又は知的障害者短期入所事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業

イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業
ウ 道路運送法第80条第1項の規定による自家用自動車有償運送」
を追加し、平成17年4月1日より適用するもとする（別添2）。

別添 1

介護輸送に係る法的取扱いについて

平成 16 年 3 月
厚生労働省老健局振興課
国土交通省自動車交通局旅客課

1. 経過

標記については、平成 15 年 9 月に閣議報告された「全国規模の規制改革要望への対応方針」において、平成 15 年度中を目途に一定の方向性を見出すこととされている。

今般、厚生労働省と国土交通省の間において、「一定の方向性」についておおむね共通の理解が得られたため、「中間整理案」としてホームページ等において公表し、共同でパブリックコメントに付し意見を募集したところであります。

寄せられた意見を踏まえ、介護輸送に係る取扱いの方針を次のとおり定めたのでお知らせいたします。

2. 取扱い方針の概要

(1) 訪問介護

- ① 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法の事業許可（一般又は特定）によることを原則とする。
- ② NPO 等の非営利法人は、一定の手続、条件の下で、自家用自動車の有償運送許可によることができる。
- ③ 訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合についても、自家用自動車の有償運送許可によることができる。
- ④ 一定の準備期間の後、訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可を求めることとし、無許可で輸送を行う事業者については、介護報酬の対象としないものとする。

(2) 施設介護

施設介護事業者が行う要介護者等の送迎輸送については、自家輸送であることを明確化するとともに、輸送安全の向上の観点から、運行管理体制の確保、送迎輸送の外部委託化等を促進する。

(3) 重点指導期間

上記の実施に当たっては、一定の重点指導期間を設け、業務適正化、許可取得等に向けた重点指導、啓発を図る。

(4) その他

障害者（児）福祉サービスに係る S TS についても、上記の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

＜中間整理＞

介護サービス事業者が公的介護保険の適用を受ける介護サービス（以下「介護保険サービス」という。）と連続して、又は一体として行う要介護者等の輸送サービスに係る今後の取扱いについて、厚生労働省及び国土交通省は、

- 一 現在、要介護者等であって公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に係るS TS（スペシャル・トランSPORT・サービス。要介護者、身体障害者等であって公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介助等と連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービスをいう。）による移動が、タクシー等の公共交通機関のみによっては、必ずしも十分に提供されていない状況にあること、
- 一 一方、これらの移動制約者に係るS TSによる移動の提供に要する費用の社会的な負担のあり方については、いまだ社会的に議論が成熟していない状況にあること。公的介護保険制度においても、S TSに係る運賃については、原則として介護報酬の評価の対象としていないこと、
- 一 こうした状況において、これらの移動制約者に係るS TSが、タクシー事業者等のほか、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、ボランティア等多様な担い手によって現に提供されている状況にあること、

を十分認識しつつ、それゆえ、

- 一 これらの移動制約者に係るS TSによる輸送サービスが適切に提供されるため、現に提供されている輸送サービス、特に介護サービス事業者が介護保険サービスと連続して、又は一体として行う要介護者等の輸送サービスについて、その実態を十分踏まえつつ、法的な位置付けの明確化を早急に図る必要があり、
- 一 その際、タクシー事業者等以外の担い手による輸送サービスについては、輸送中の旅客の安全確保、利用者の保護等の観点から“安全で安心して利用できるS TS”を目指すとともに、その方策については、現に行われているS TSを過度に萎縮させ、利用者利便に影響することがないよう配慮していく必要がある、

との視点に立ち、今後、別紙方針に沿って検討作業を行い、具体的な結論を得たものから逐次実施するものとする。

(別紙)

介護サービス事業者が公的介護サービスと連続的・一体的に行う要介護者に係るSTSの取扱い方針

(訪問介護サービス等の提供に伴うSTSの取扱い)

1. 指定訪問介護事業者等が提供する、通所、通院等のためのSTS（訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行うものに限る。）については、道路運送法の旅客自動車運送事業に該当するものであり、同法による一般乗用旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可を取得することを基本とし、以下の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。
 - 道路運送法第4条第1項の規定による一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送限定）の許可の対象として、介護福祉士又は訪問介護員の資格を有する乗務員が要介護者等に限定した輸送を行う場合を追加し、あわせて許可基準を緩和するとともに、運賃に係る認可基準、審査手続を弾力化する。
 - 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業の許可の対象として、要介護者等であって特定の市町村（保険者）に係る制度的な関連において、継続的な需要に応じるものであって、かつ、指定居宅サービス事業者において会員制等によりあらかじめ旅客の範囲を具体的に明示している場合等が含まれることを明確化する。
 - NPO等の非営利事業者については、構造改革特別区域における措置として実施され、本年度内に実施する「NPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業」の全国実施等（セダン型等の一般車両の使用について構造改革特別区域計画の認定を受けた区域において行う措置を含む。）により、道路運送法第80条第1項の許可により対応できることとする。
 - 道路運送法第80条第1項による自家用自動車有償運送の許可の対象として、指定訪問介護事業者等の介護福祉士又は訪問介護員が、介護保険サービスと連続して自己の車両で当該サービスを利用した要介護者等に対象を限定して輸送サービスを行う場合を追加するとともに、この場合における許可申請は、指定訪問介護事業者等が一括で行うことができるものとする。
 - 道路運送法による許可（上記の措置によるものを含む。）を得ることなく、指定訪問介護事業者等が、その提供する介護保険サービスと連続して、又は一体としてSTSを提供することは、道路運送法に抵触する違法な行為であること。このことからも、当該介護サービスについては、介護報酬の対象としない。

(指定通所介護サービス等の提供に伴うSTSの取扱い)

2. 指定通所介護事業者若しくは指定通所リハビリテーション事業者が、その提供する通所介護サービス若しくは通所リハビリテーションサービスと、指定短期入所サービス事業者が、その提供する短期入所生活介護サービス若しくは短期入所療養介護サービスと、それぞれ一体として行うもっぱら「施設送迎」としてのSTSについては、以下の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

- 一 送迎加算の取扱いについて引き続き検討するとともに、介護報酬に含まれる送迎加算を受けて要介護者の自宅等との間で行う送迎については、道路運送法が適用されない「自家輸送」として取り扱う。
- 一 介護サービス事業者において、運行管理等の体制を確保するなど輸送の安全確保を自主的に図るとともに、送迎加算を財源とすること等により、道路運送法による許可を受けた旅客自動車運送事業者への委託を促進する。

(重点指導期間(仮称))

3. 1. 及び2. に掲げる検討により結論が得られた事項を措置するに当たっては、現に道路運送法による許可を取得することなく公的介護サービスと連続して、又は一体としてSTSを行っている介護サービス事業者について、著しく高額な対価を收受しているもの、訪問介護の実態に乏しく実質的にタクシー業務のみを行っているもの等を除き、ただちに介護保険法や道路運送法による行政処分、刑事告発を行うのではなく、一定の重点指導期間を設け、その間においては、業務適正化、許可取得等に係る指導、啓発を重点的に実施する。

(その他)

4. 障害者(児)福祉サービスに係るSTSについても、上記の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

以上

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」

別添 新			
医療法人運営管理指導要綱			
項目	目	運営管理指導要綱	備考
I	(略)		
II 業務	(略)		
1 附帯業務	1 事業等主たる事業の経営により、医療を來たしていないこと。	・医療法第42条第1項 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は以下の中の定めるところにより、以下の業務の全部又は一部を行なうことができる。 ① 医療関係者の養成又は再教育 ② 医学又は歯学に関する研究所の設置 ③ 疾病予防のために温泉を利用 ④ 行わせる施設の設置 ⑤ ①～④までに掲げるものは ⑥ 保健衛生上に賛同する業務 ⑦ 保健衛生法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号から第6号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第7号に掲げる事業の実施(平成10年2月厚生省告示第15号参照) ⑧ ①から④までに掲げるものは ⑨ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうものではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務であり、以下の業務について認められている (昭和42年4月1日医発第432号局長回答参照)。	・医療法第42条第1項 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は以下の中の定めるところにより、以下の業務の全部又は一部を行なうことができる。 ① 医療関係者の養成又は再教育 ② 医学又は歯学に関する研究所の設置 ③ 疾病予防のために温泉を利用 ④ 行わせる施設の設置 ⑤ ①～④までに掲げるものは ⑥ 保健衛生上に賛同する業務 ⑦ 保健衛生法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号から第6号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第7号に掲げる事業の実施(平成10年2月厚生省告示第15号参照) ⑧ ①から④までに掲げるものは ⑨ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうものではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務であり、以下の業務について認められている (昭和42年4月1日医発第432号局長回答参照)。
2 附帯業務	1 事業等主たる事業の経営により、医療を來たしていないこと。	・医療法第42条第1項 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は以下の中の定めるところにより、以下の業務の全部又は一部を行なうことができる。 ① 医療関係者の養成又は再教育 ② 医学又は歯学に関する研究所の設置 ③ 疾病予防のために温泉を利用 ④ 行わせる施設の設置 ⑤ ①～④までに掲げるものは ⑥ 保健衛生上に賛同する業務 ⑦ 保健衛生法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号から第6号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第7号に掲げる事業の実施(平成10年2月厚生省告示第15号参照) ⑧ ①から④までに掲げるものは ⑨ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうものではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務であり、以下の業務について認められている (昭和42年4月1日医発第432号局長回答参照)。	・医療法第42条第1項 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は以下の中の定めるところにより、以下の業務の全部又は一部を行なうことができる。 ① 医療関係者の養成又は再教育 ② 医学又は歯学に関する研究所の設置 ③ 疾病予防のために温泉を利用 ④ 行わせる施設の設置 ⑤ ①～④までに掲げるものは ⑥ 保健衛生上に賛同する業務 ⑦ 保健衛生法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号から第6号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第7号に掲げる事業の実施(平成10年2月厚生省告示第15号参照) ⑧ ①から④までに掲げるものは ⑨ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうものではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務であり、以下の業務について認められている (昭和42年4月1日医発第432号局長回答参照)。

- ⑧ 難病患者等居宅生活支援事業
 (ホームヘルプ、短期入所事業)
 ⑨ 乳幼児健康支援一時預かり事業
 ⑩ 介護予防・地域支え合い事業
 のうち高齢者等の生活支援事業を除く)、介護予防・生きがい活動
 (訪問理美容サービス事業等)
 ⑪ 介護予防・介護予防・生きがい活動
 支援事業及び在宅介護支援事業

- ⑧ 難病患者等居宅生活支援事業
 (ホーミー・ヘルプ、短期入所事業)
 ⑨ 乳幼児健康支援一時預かり事業
 ⑩ 介護予防・地域支え合い事業
 のうち高齢者等の生活支援事業を除く)、介護予防・生きがい活動
 (訪問理美容サービス事業等)
 ⑪ 介護及び在宅介護支援事業
 及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、介護保険法(平成9年法律第123号)にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護及び短期入所障害者宿泊法(昭和24年法律第283号)にいう身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業又は身体障害者デイサービス事業若しくは知的障害者(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業又は知的障害者短期入所事業と連続して、又は一体としてなされた有償移送又は運送行為であつて次に掲げるものア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業
 イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業
 ヲ 道路運送法第80条第1項の規定による自家用自動車有償運送

【改正全文】

健政発第110号

平成2年3月1日

最終改正 医政発第033002号

平成17年3月30日

各都道府県知事殿

厚生省健康政策局長

病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について

医療法人の運営管理の指導については、かねてから格段の御配意を煩わしているところであるが、医療法人制度の普及及び変遷とともに、その果たすべき役割も一層大きなものとなっている。

いうまでもなく、医療法人は非営利性を明確に示した組織であり、あくまで健全な医療事業の経営と適切な法人運営を維持することによって、適正な医療の供給体制を構築することが要請される。このことは、何よりも自らの不断の努力によるべきものではあるが、同時に十分な指導監督も肝要である。

今般、都道府県において医療法人の指導を行うに当たって支障を生じないようにするために、従来の医療法人に関する指導、通達等を編集、整理し、「医療法人運営管理指導要綱」を別添のとおり制定することとしたので、医療法人の指導監督に当たっては十分留意するとともに適正な法人運営の確保について特段の配意を願いたい。

なお、この指導要綱は、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人について適用するものであり、いわゆる一人医師医療法人(医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団の医療法人)については、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営とは異なることから、また、施行後まだ短時日であることから当該要綱は対象としないので留意されたい。

医療法人運営管理指導要綱

項目	運営管理指導要綱	備考
I 組織運営		
1 定款・寄附行為	<p>1 モデル定款・寄附行為に準拠していること。</p> <p>2 定款又は寄附行為の変更が所要の手続きを経て行われていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル定款・寄附行為とは、昭和61年6月26日健政発第410号健康政策局長通知(以下、「61年局長通知」という。)中定款・寄附行為例をいう。
2 役員		
(1) 定数・現員	<p>1 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。</p> <p>2 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。</p> <p>3 役員として理事3人以上、監事1人以上を置いていること。 また、3人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。</p> <p>4 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。</p> <p>5 役員の欠員が生じていないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員名簿の記載事項は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ① 役職名 ② 氏名 ③ 生年月日(年齢) ④ 性別 ⑤ 住所 ⑥ 職業 ⑦ 現就任年月日・任期 ・医療法施行令第5条の8 ・添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 就任承諾書 ② 履歴書 ・適正に選任されていることを確認することを要する。 ・医療法第46条の2第1項 ・61年局長通知 ・理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。 その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。
(2) 選任・任期	<p>1 役員の選任手続きが、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。</p> <p>2 選任関係書類が整備されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第49条においては、理事のうちその5分の1を超えるものが欠けた場合は、1月以内に補充しなければならないとされているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充が行われるのが望ましいこと。 ・社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。 (モデル定款・寄附行為) ・選任関係書類は、次のとおりである

		<p>① 社員総会議事録又は評議員会議事録 ② 就任承諾書 ③ 履歴書 ・モデル定款・寄附行為では、役員の任期は2年とされている。</p>
(3) 適格性	<p>3 役員の任期が明確になっていること。なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。 4 任期の切れている役員がないこと。 1 欠格事由に該当していないこと。</p>	<p>・医療法第46条の2第2項 ・欠格事由 ① 成年被後見人又は被保佐人 ② 医療法、医師法等医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 ③ ②に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者 ・医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。 ・医療法第46条の3第3項 ・定款・寄附行為に明確に規定されていること。 ・医療法第46条の3第4項</p>
(4) 代表者 (理事長)	<p>1 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。 2 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。 3 理事長は医師又は歯科医師の理事の中から選出されていること。 4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。</p>	<p>・医療法第46条の3第1項 ・医療法第46条の3第1項 ・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合は以下のとおりである。 ① 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合</p>

		<p>② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 特定医療法人又は特別医療法人 ロ 地域医療支援病院を経営している医療法人 ハ 財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人 <p>③ 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人</p>
(5) 理事	<p>5 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。</p> <p>1 当該法人が開設する病院等の管理者はすべて理事に加えられていること。</p> <p>2 管理者を理事に加えない場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第47条第1項 ・医療法第47条第1項 ・61年局長通知 ・管理者を理事に加えないことができる場合は、多数の病院等を開設する医療法人で、離島等法人の主たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。
(6) 監事	<p>3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。</p> <p>1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。 また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。</p> <p>2 理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていることが望ましいこと。</p> <p>3 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、社員総会、理事会及び評議員会に報告後、法人において保存されていることが望ましいこと。</p> <p>4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院又は介護老人保健施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第48条 ・特に負債100億円以上の医療法

	<p>設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。</p> <p>5 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査し得る者を選任すること。</p> <p>1 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適當でないこと。</p> <p>1 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。</p> <p>2 社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者が名目的に社員に選任されていることは適正でないこと。</p> <p>1 社員の入社については社員総会で適正な手続きがなされ、承認を得ていること。</p> <p>2 社員の退社については定款上の手続きを経ていること。</p> <p>3 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。</p> <p>4 社員の出資持分の決定、変更及び払戻しについては適正な出資額の評価に基づいて行われていること。</p> <p>1 開催手続きが、定款又は寄附行為の定めに従って行われていること。</p> <p>2 社員総会、理事会及び評議員会(以下、「会議」という。)は定款又</p>	<p>人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員名簿の記載事項は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② 生年月日（年齢） ③ 性別 ④ 住所 ⑤ 職業 ⑥ 入社年月日（退社年月日） ⑦ 出資額 ⑧ 持分の定めがある医療法人の場合には持分割合 ・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば（義務教育終了程度の者）社員となることができる。 ・相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。 <p>・招集権者である理事長が会議を招集していること。</p> <p>・会議の開催通知は期日の少なくとも5日前に文書で行われていること。</p>
(7) 評議員（財団たる医療法人）		
3 社員（社団たる医療法人）		
(1) 現員		
(2) 入社・退社		
4 会議		
(1) 開催状況		

(2) 審議状況	<p>は寄附行為に定められた時期及び必要な時期に開催されていること。</p> <p>3 定款又は寄附行為の変更のための社員総会又は理事会、予算・決算の決定のための社員総会又は理事会の外社員総会及び理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し、必要に応じて社員総会又は理事会が開催されていること。</p> <p>1 会議は定款又は寄附行為に定められた定足数を満たして有効に成立していること。</p> <p>2 定款又は寄附行為により会議の議決事項とされている事項について適正に決議されていること。</p> <p>3 議決が定款又は寄附行為の定めに従って、有効に成立していること。</p> <p>4 議決には、その議案に対する利害関係者が加わっていないこと。</p> <p>5 議決権の委任については、書面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社員総会の議決事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 定款の変更 ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ③ 每事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 収支予算及び決算の決定 ⑤ 剰余金又は損失金の処理 ⑥ 借入金額の最高限度の決定 ⑦ 社員の入社及び除名 ⑧ 本社団の解散 ⑨ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑩ その他重要な事項 ・財団たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 寄附行為の変更 ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ③ 每事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 収支予算及び決算の決定 ⑤ 剰余金又は損失金の処理 ⑥ 借入金額の最高限度の決定 ⑦ 本財団の解散 ⑧ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑨ その他重要な事項 <p>（社団たる医療法人の場合に準用する。）</p>
----------	--	---

(3) 記録	<p>により会議の構成員に対して適正に行われていること。</p> <p>1 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録記載事項は次のとおり ① 開催年月日及び開催時刻 ② 開催場所 ③ 出席者氏名（定数） ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日
II 業務 1 業務一般	<p>1 定款又は寄附行為に記載されている業務が行われていること。</p> <p>2 定款又は寄附行為に記載されていない業務を行っていないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を停止している事実があるときは、その措置について法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は速やかに定款変更等の手続きを行わせること。 ・定款等に記載されていない業務を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、必要に応じてその業務の中止を指導、定款変更等の手続きを行わせること。
2 附帯業務	<p>1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第42条第1項 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、以下の業務の全部又は一部を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 医療関係者の養成又は再教育 ② 医学又は歯学に関する研究所の設置 ③ 疾病予防のために有酸素運動を行わせる施設の設置 ④ 疾病予防のために温泉を利用する施設の設置 ⑤ ①～④までに掲げるものほか、保健衛生に関する業務 ⑥ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号から第6号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第7号に掲げる事業の実施（平成10年2月厚生省告示第15号参照） ・「①から④までに掲げるものほか、保健衛生に関する業務」とは、保健衛生上の観点から行政

	<p>府が行う規制の対象となる業務のすべてをいうものではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務であり、以下の業務について認められている（昭和42年4月1日医発第432号局長回答参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 薬局 ② 施術所 ③ 衛生検査所 ④ 訪問看護ステーション ⑤ 介護福祉士養成施設 ⑥ ケアハウス ⑦ ホームヘルパー養成研修事業 ⑧ 難病患者等居宅生活支援事業 (ホームヘルプ、短期入所事業) ⑨ 乳幼児健康支援一時預かり事業 ⑩ 介護予防・地域支え合い事業 のうち高齢者等の生活支援事業 (訪問理美容サービス事業を除く)、介護予防・生きがい活動支援事業及び在宅介護支援事業 ⑪ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業及び児童短期入所事業、介護保険法（平成9年法律第123号）にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護及び短期入所療養介護、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）にいう身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業又は知的障害者短期入所事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業
--	---

		<p>イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業 ウ 道路運送法第80条第1項の規定による自家用自動車有償運送</p>
III 管理		
1 人事管理		
(1) 任免関係	<p>1 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。 2 また、病院、診療所等の管理者以外の職員の任免に当たっても、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。</p>	
(2) 務務関係	<p>1 就業規則・給与規定・退職金規定が設けられていることが望ましいこと。 2 職員の待遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われていること。 3 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていることが望ましいこと。</p>	
2 資産管理	<p>1 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。 2 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。 3 不動産の所有権又は賃借権については登記がなされていること。 4 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続きを経て、適正になされていること。 5 医療事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。 6 現金は、郵便官署、銀行、信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとすること。 7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・61年局長通知 ・所定の手続きを経ずに、処分又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。 ・モデル定款・寄附行為

		<p>ことが望ましいこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借料は近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額でないこと。 ・医療法施行規則第30条の34 　　資本 　　自己資本比率=——×100 　　資産 ・左記ただし書に該当する場合であっても、自己資本比率を充足していることが望ましいこと。
3 会計管理 (1) 予算	8 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は自己資本比率20%以上を常時確保していること。ただし、医療法人の設立又は合併後、概ね1年を経過した後において、当該医療法人の開設するすべての病院及び介護老人保健施設について、これらの用に供される土地又は建物のいずれかを所有している場合はこの限りでないこと。	
(2) 会計処理	<p>1 予算は定款又は寄附行為の定めに従い適正に編成されていること。</p> <p>2 予算が適正に執行されていること。</p> <p>なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ社員総会又は理事会の同意を得ていること。</p> <p>1 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、それぞれ原則として「病院会計準則」又は「介護老人保健施設会計・経理準則」により処理するものとすること。</p> <p>診療所のみを開設する医療法人にあっては、「病院会計準則」に準じて処理することが望ましいものであること。ただし、複数の診療所を開設するものにあっては、原則として「病院会計準則」に準じて会計処理するものとすること。</p> <p>2 会計責任者が置かれていることが望ましいこと。</p> <p>3 現金保管については、保管責任が明確にされていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年8月22日医発第824号厚生省医務局長通知及び平成12年3月31日老発第378号厚生省老人保健福祉局長通知
(3) 債権債務の状況	<p>1 借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであること。</p> <p>2 借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。</p> <p>3 借入金は全て証書で行われていること。</p> <p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル定款・寄附行為 ・病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人の自己資本比率につ

		いてはⅢの2の8を参照
(4) 会計帳簿等の整備状況	1 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。 2 預金口座、通帳は法人名義になっていること。	
(5) 決算及び財務諸表	1 決算手続きは、定款又は寄附行為の定めに従い、適正に行われていること。 2 決算と予算との間で、大幅にくらい違う科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。 3 財産目録、貸借対照表及び損益計算書が整備され、保存されていること。 4 決算書（案）は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。 5 監査報告書は社員総会又は理事会に報告後、法人において保存されていること。 6 決算の届出が毎会計年度終了後2月以内になされていること。 7 特定医療法人、特別医療法人及び国・県から運営費補助を受けている医療法人については、決算の概要の広報、関係者の求めに応じた決算書の閲覧などを行うことが望ましいこと。	・医療法第51条第1項
(6) その他	1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。 2 法人印及び代表者印については、管理者が定められるとともにその管理が適正になされていること。	
4 登記	1 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 2 理事長のみの登記がなされていること。	・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項 ① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ⑥ 資産の総額 ・理事長の任期満了に伴い再任され